

第2章 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

- 自殺対策は、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが、重要です。
- また、自殺には多様かつ複合的な原因及び背景があることを踏まえ、対策を進めるにあたっては、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られることが必要です。
- 都は、これまで、取組方針に基づき対策を進めてきましたが、国の自殺総合対策大綱の改正及び地域の実情等を踏まえ、今後も関係機関・団体との連携・協力の強化を図り、総合的・効果的な自殺対策をより一層進めていくことを目的に、本計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

- 本計画は、「自殺対策基本法第13条」に基づく、「都道府県自殺対策計画」です。
- また、「東京都地域福祉支援計画」、「東京都保健医療計画」、「東京都子供・若者計画」及び「東京都教育ビジョン(第3次)」など関連する都の他の計画と整合性を図ります。

(3) 自殺対策の基本的な考え方

- 都民だけではなく、都内への通勤・通学者等を含め、広く自殺対策の対象として捉えていきます。
- 環境整備や社会的要因への対策も含めて総合的に取り組みます。
- 行政及び各分野の団体・機関・個人等の連携・協力により対策を進めます。
- 事前予防（一次予防）、危機対応（二次予防）、事後対応（三次予防）の各段階ごとに対策を進めるとともに、全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入という対象ごとの対策を効果的に組み合わせます。
- 東京の自殺の実態を踏まえ、地域ごとに効果的な取組を進めます。
- 自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化などに合わせて、対策を柔軟かつ迅速に見直していきます。

- ・ 全体的予防介入
リスクの度合いを問わず、万人を対象にする一般的な自殺予防啓発
- ・ 選択的予防介入
自殺行動のリスクが高い人々に対する取組
- ・ 個別的予防介入
過去に自殺未遂をした人など、自殺行動のリスクが高い個人に対する取組

(4) 計画期間

- 本計画期間は、平成 30 (2018) 年度から平成 34 (2022) 年度までの 5 年間とします。
- ただし、自殺の実態の分析結果や社会情勢の変化等を踏まえ、評価・検証を行いながら、適宜内容の見直しを行うこととします。

(5) 数値目標

- 大綱における全国の数値目標に合わせ、都においても平成 38 年までに、自殺死亡数を平成 27 年と比較して 30%以上減少させることを目標とし、中長期的な取組の方向性と当面の重点施策を示します。

平成 27 年の自殺死亡率 17.4 → 平成 38 年までに 12.2 以下
(2026 年)

自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

- 自殺者数についても 30%以上減少させることを目標とします。

平成 27 年の自殺者数 2,290 人 → 平成 38 年までに 1,600 人以下
(2026 年)